

No.	都民意見の概要	都の考え方
1	<p>食品衛生や食品表示の悪質な事案等への対応にあたり、都、特別区、町田市、八王子市保健所のほか、その他の道府県、政令市及び中核市の保健所にも情報提供すべきである。</p>	<p>食品等の多くは広域流通していることから、都ではこれまでも特別区、八王子市及び町田市のほか、他道府県等と連携して食中毒や食品等に係る違反処理等を実施してまいりました。</p> <p>令和2年度におきましても、引き続き、他道府県等関係機関と連携して食品等の安全確保に努めてまいります。</p>